

社会福祉法人武蔵野 報酬等規程

(平成 4 年 4 月 15 日)

(規 程 第 4 号)

題名改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号〕

改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号・平成 11 年規程第 2 号・平成 15 年規程第 3 号・平成 29 年規程第 12 号・平成 31 年規程第 8 号・令和元年規程第 14 号・令和 3 年規程第 9 号〕

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人武蔵野（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

一部改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号〕

(報酬の総額)

第 2 条 理事及び監事に対する報酬は、各年度の総額が 1,500 万円を超えない範囲で支給することができる。

2 評議員に対する報酬は、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で支給することができる。

追加〔平成 29 年規程第 12 号〕

(報酬額)

第 3 条 役員等の報酬の額は別表のとおりとし、常勤役員とは評議員会で選任された役員のうち、本法人を主たる勤務場所とし週 4 日以上出勤する者をいう。

一部改正〔令和 3 年規程第 9 号〕

2 前項のほか、常勤役員には役員賞与を支給することができる。

3 前項の役員賞与の額は社会福祉法人武蔵野の職員に支給する賞与の支給率を超えない範囲で支給することができる。

4 常勤役員が退職又は死亡したときは、在職 1 年につき、最終報酬月額に 100 分の 150 を乗じて得た額を退職慰労金として支給する。ただし、退職の日又はその翌日に再び同じ常勤役員となった場合には、退職慰労金を支給しない。

5 前項但し書の規定により退職慰労金を支給しなかった場合以後、当該常勤役員が退職又は死亡したときは、引き続き在職した最初の就任日から引き続き在職した最後の退職又は死亡した日までを通算するものとし、在職 1 年につき最終報酬月額に 100 分の 150 を乗じて得た額が、最終報酬月額に 100 分の 500 を乗じて得た額を超える場合は、在職期間に関わらず最終報酬月額に 100 分の 500 を乗じて得た額とする。

6 前 2 項の計算において在職期間 1 年未満の端数がある場合は、月額をもって計算し、1 月に満たない期間があるときは、これを切り捨てる。

7 法人の職員（パートタイム職員を除く）で、役員等を兼ねる場合は、別表の報酬は併給しない。

一部改正〔平成 11 年規程第 2 号・平成 29 年規程第 12 号・平成 31 年規程第 8

号]

(報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬は、就任した月から支給の対象とする。

2 役員等が、任期満了、辞任、解任又は死亡により役員等でなくなったときは、その当月分までの報酬を支給する。

繰下〔平成29年規程第12号〕

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当は、社会福祉法人武蔵野の職員の例により支給する。

追加〔平成8年規程第1号〕 繰下〔平成29年規程第12号〕

(報酬の支給日)

第6条 月額報酬等は、毎月20日に支給する。ただし、その日が休日であるときは、その日前のその日に最も近い休日でない日とする。

2 日額報酬等は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数等により計算した総額を、翌月20日までに支給する。

繰下・一部改正〔平成8年規程第1号・平成29年規程第12号・令和元年規程第14号〕

(委任)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

繰下〔平成8年規程第1号・平成29年規程第12号〕

付 則

この規程は、平成4年4月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則 (平成6年7月22日規程第6号)

この規程は、定款変更認可日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則 (平成8年3月25日規程第1号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月26日規程第1号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月26日規程第3号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年6月29日規程第12号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月19日規程第8号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年5月28日規程第14号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉法人武蔵野報酬等規程第3条の規定は、この規程の施行日以後に常勤役員が退職又は死亡したときの退職慰労金の計算について適用し、施行日以前に行った退職慰労金の額の算出及び支給については、なお従前の例による。ただし施行日以後最初の退職慰労金の算出における改正後の同規程第3条第5項に規定する引き続き在職した最初の就任日は、施行日現在在職する常勤役員の現任期の開始日とする。

付 則（令和3年3月31日規程第9号）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

一部改正〔平成6年規程第6号・平成8年規程第1号・平成15年規程第3号
平成29年規程第12号・令和元年規程第14号・令和3年規程第9号〕

区 分	金 額
理事長	月額 400,000 円
常勤理事	月額 330,000 円
理事	日額 20,000 円
監事	日額 20,000 円
評議員	日額 12,000 円
苦情解決第三者委員	日額 12,000 円